

愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター 自動火災報知設備受信機修繕業務 契約書

- 1 修 繕 業 務 名 愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター 自動火災報知設備受信機修繕業務
- 2 修 繕 金 額 ￥ —
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ —)
- 3 修 繕 期 間 契約日から令和8年3月17日まで
- 4 契約保証金 ￥ —

愛媛県知事 中村 時広（以下「甲」という。）と●●●●●●●●●●(以下「乙」という。)とは、次の条項により業務委託契約を締結する。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和7年●月●日

松山市一番町四丁目4番地2
甲 愛媛県
知 事 中 村 時 広

乙

(修繕業務の内容)

第1条 甲は、愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター自動火災報知設備受信機修繕業務(以下「修繕業務」という。)を乙に依頼する。

(修繕料)

第2条 甲は、乙に対し、修繕料として金●●●●●●●●●●円(うち消費税及び地方消費税の額 ●●●●●●●●円)を支払う。

(修繕の期間)

第3条 乙は、本契約締結日から令和8年3月17日までの間に修繕業務を行うものとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、愛媛県会計規則第152条から第154条の規定による。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は、担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託等)

第6条 乙は、修繕業務の処理を他に委託し、又は、請け負わせる場合には、乙は当該再委託先に対して、本契約において自己が負担する義務と同等の義務を課し、その履行について一切の責任を負うものとする。

(調査等)

第7条 甲は、必要と認められる合理的な理由があるときは、乙に対して修繕業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(完了報告及び検査)

第8条 乙は、修繕業務を完了したときは、業務完了報告書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に修繕業務の完了について検査を行うものとする。

(修繕料の支払)

第9条 修繕料は業務完了後、全額支払うものとする。

2 乙は、修繕料の支払いを受けようとするときは、前条第2項の検査終了後、書面により甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に修繕料を乙に支払うものとする。

(支払の遅延)

第10条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(契約保証金の返還等)

第11条 乙は、契約保証金を納付している場合において、第8条の規定により修繕業務を完了したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受領したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除できる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、この契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき。

3 甲は第1項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収することができる。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

4 乙は第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第13条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第14条 甲及び乙は、自身の責めに帰する理由により、修繕業務の実施に関し、相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(機密の保持)

第15条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の効力の遡及)

第16条 電磁的記録にて契約書を作成する場合において、この契約の発注者と受注者の電子署名がともになされた日が第3条の修繕の期間の開始日より後の日であっても、本契約の効力は、当該修繕の期間の開始日から生ずるものとする。

(契約外の事項)

第17条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。